

用語等の解説

1 用語の解説

(1) 人口動態統計

- ・出生と死産をあわせたものをいう。
- ・自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- ・乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- ・新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- ・早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- ・死産 妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- ・周産期死亡 妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。
- ・合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 医療統計

ア 病院の種類

- ・病院 医師又は歯科医師が医業または歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
- ・一般診療所 医師又は歯科医師が医業または歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く）であって、患者の収容施設を有しないものまたは患者19人以下の収容施設を有するものをいう。
- ・歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないものまたは患者19人以下の収容施設を有するものをいう。
- ・精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。
- ・結核療養所 結核病床のみを有する病院をいう。
- ・一般病院 上記以外の病院をいう。

イ 病床の種類

- ・精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
- ・感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症患者を入院させるための病床をいう。
- ・結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。
- ・療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）または一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
- ・一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。